

平成20年度

志摩市財産区会計歳入歳出決算審査意見書

志摩市監査委員

監査第 56 号

平成21年10月23日

志摩市長 大 口 秀 和 様

志摩市監査委員 山 川 泰 規

志摩市監査委員 杉 木 弘 明

平成20年度志摩市財産区会計歳入歳出決算審査意見書の
提出について

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された平成20年度志摩市財産区会計の決算について審査を行った結果、次のとおりその意見を提出する。

凡 例

- 1 . 文中及び表中に用いる比率は、原則として小数点以下第2位を四捨五入した。

したがって、構成比等において合計と内訳の合計比率が一致しない場合がある。

- 2 . 各表中の符号の用法は、次のとおりである。

“ ” …… マイナス (-)、減少、低下

“ - ” …… 該当数値なし、算出不能なもの

“ 0.0% ” …… 0 または単位未満のもの

平成20年度志摩市財産区会計歳入歳出決算審査意見書

審査の概要

1. 審査の対象

- (1) 平成20年度 浜島財産区会計歳入歳出決算
- (2) 平成20年度 南張財産区会計歳入歳出決算
- (3) 平成20年度 塩屋財産区会計歳入歳出決算
- (4) 平成20年度 迫子財産区会計歳入歳出決算

2. 審査の期間

平成21年10月6日から平成21年10月23日

3. 審査の実施場所

志摩市役所 監査委員事務局

4. 審査の方法

審査に付された歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているか、計数は正確であるかについて関係諸帳簿証書類を審査して確認を行い、あわせて関係職員から説明を聴取して実施した。

5. 審査の結果

審査に付された歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、それぞれ審査した結果、決算に関する計数は、いずれも正確であることを確認した。また、予算の執行、経理事務など財務に関する事務の執行についても、おおむね適正に処理されているものと認めた。

以下審査の結果は、次に述べるとおりである。

(1) 歳入・歳出

平成20年度の決算額は、浜島財産区は予算現額 3,106,000 円に対し、歳入決算額 3,102,325 円で歳出決算額は 2,934,933 円となり、歳入歳出差引額は 167,392 円となった。

南張財産区は予算現額 668,000 円に対し、歳入決算額 667,247 円で歳出決算額は 535,202 円となり、歳入歳出差引額は 132,045 円となっている。

また、塩屋財産区は予算現額 3,417,000 円に対し、歳入決算額 3,394,425 円で歳出決算額は 3,205,804 円となり、歳入歳出差引額は 188,621 円となった。

迫子財産区は予算現額 3,937,000 円に対し、歳入決算額 3,935,040 円で歳出決算額 3,722,235 円となり、歳入歳出差引額は 212,805 円となっている。

実質収支は4財産区とも黒字となっている。決算状況は、「別表1」のとおりである。

別表 1

単位:円、%

区分 財産区	予算現額 (A)	歳入決算額 (B)	収入率 (B / A)	歳出決算額 (D)	執行率 (D / A)	歳入歳出差引額 (B - D)
浜 島	3,106,000	3,102,325	99.9	2,934,933	94.5	167,392
南 張	668,000	667,247	99.9	535,202	80.1	132,045
塩 屋	3,417,000	3,394,425	99.3	3,205,804	93.8	188,621
迫 子	3,937,000	3,935,040	100.0	3,722,235	94.5	212,805

6. 収支の状況

(1) 歳入の状況

各財産区の歳入の状況は「別表2」のとおりである。

別表 2

1) 浜島財産区

単位:円、%

区分 年度	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率	
						対予算	対調定
20	3,106,000	35,606,902	3,102,325	0	32,504,577	99.9	8.7
19	2,943,000	32,432,389	2,947,312	0	29,485,077	100.1	9.1
差引増減	163,000	3,174,513	155,013	0	3,019,500		

款別収入済額一覧表(前年度比較)

単位:円、%

区 分	20年度		19年度		増減(C) (A - B)	増減率(D) (C / B)
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比		
財産収入	1,803,540	58.1	1,717,140	58.3	86,400	5.0
繰越金	446,785	14.4	1,022,672	34.7	575,887	56.3
諸収入	0	-	7,500	0.3	7,500	100.0
繰入金	852,000	27.5	200,000	6.8	652,000	326.0
歳入合計	3,102,325	100.0	2,947,312	100.0	155,013	5.3

浜島財産区の主な歳入は、財産収入と基金からの繰入金となっている。

その状況については、予算現額 3,106,000 円に対し収入済額は 3,102,325 円となり、収入率は 99.9%で 3,675 円の減となっている。財産収入及び基金からの繰入金の増により前年度の収入済額と比較すると 155,013 円(5.3%)の増となっている。

また、調定額 35,606,902 円に対する収入率は 8.7%となり、収入未済額は 32,504,577 円となっている。

2) 南張財産区

単位:円、%

区分 年度	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率	
						対予算	対調定
20	668,000	667,247	667,247	0	0	99.9	100.0
19	22,500,000	22,500,036	22,500,036	0	0	100.0	100.0
差引増減	21,832,000	21,832,789	21,832,789	0	0		

款別収入済額一覧表(前年度比較)

単位:円、%

区 分	20年度		19年度		増減(C) (A - B)	増減率(D) (C / B)
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比		
財産収入	304,802	45.7	19,900,470	88.4	19,595,668	98.5
繰越金	269,445	40.4	435,066	1.9	165,621	38.1
諸収入	0	-	7,500	0.0	7,500	100.0
繰入金	93,000	13.9	2,157,000	9.6	2,064,000	95.7
歳入合計	667,247	100.0	22,500,036	100.0	21,832,789	97.0

南張財産区の主な歳入は、財産収入と繰越金となっている。

その状況については、予算現額 668,000 円に対し収入済額は 667,247 円となり、収入率は 99.9%で 753 円の減となっている。前年度の収入済額と比較すると、21,832,789 円(97.0%)の減となっており、これは、財産収入の南張小学校跡地売却収入が減ったことによるものである。

また、調定額 667,247 円に対する収入率は 100.0%となっている。

3) 塩屋財産区

単位：円、%

区分 年度	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率	
						対予算	対調定
20	3,417,000	3,394,425	3,394,425	0	0	99.3	100.0
19	3,941,000	3,945,855	3,945,855	0	0	100.1	100.0
差引増減	524,000	551,430	551,430	0	0		

款別収入済額一覧表(前年度比較)

単位：円、%

区 分	20年度		19年度		増減(C) (A - B)	増減率(D) (C / B)
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比		
財産収入	676,036	19.9	1,133,319	28.7	457,283	40.3
繰越金	203,389	6.0	90,036	2.3	113,353	125.9
諸収入	0	-	7,500	0.2	7,500	100.0
繰入金	2,515,000	74.1	2,715,000	68.8	200,000	7.4
歳入合計	3,394,425	100.0	3,945,855	100.0	551,430	14.0

塩屋財産区の主な歳入は、財産収入と基金からの繰入金となっている。

その状況については、予算現額 3,417,000 円に対し収入済額は 3,394,425 円となり、収入率は 99.3%で 22,575 円の減となっている。前年度の収入済額と比較すると 551,430 円(14.0%)の減となっている。これは、財産収入の土地及び物品収入と基金からの繰入金が減ったことによるものである。

また、調定額 3,394,425 円に対する収入率は 100.0%となっている。

4) 迫子財産区

単位:円、%

区分 年度	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率	
						対予算	対調定
20	3,937,000	3,935,040	3,935,040	0	0	100.0	100.0
19	3,318,000	3,316,910	3,316,910	0	0	100.0	100.0
差引増減	619,000	618,130	618,130	0	0		

款別収入済額一覧表(前年度比較)

単位:円、%

区 分	20年度		19年度		増減(C) (A - B)	増減率(D) (C / B)
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比		
財産収入	1,946,601	49.5	2,108,800	63.6	162,199	7.7
繰越金	474,439	12.1	800,610	24.1	326,171	40.7
諸収入	0	-	7,500	0.2	7,500	100.0
繰入金	1,514,000	38.5	400,000	12.1	1,114,000	278.5
歳入合計	3,935,040	100.0	3,316,910	100.0	618,130	18.6

迫子財産区の主な歳入は、財産収入と基金からの繰入金となっている。

その状況については、予算現額 3,937,000 円に対し収入済額は 3,935,040 円となり、収入率は 100.0%で 1,960 円の減となっている。財産収入及び繰越金は減少しているが基金からの繰入金が増加したことにより、前年度の収入済額と比較すると 618,130 円(18.6%)の増となっている。

また、調定額 3,935,040 円に対する収入率は 100.0%となっている。

(2) 歳出の状況

歳出の状況は「別表3」のとおりである。

別表3

1) 浜島財産区

単位:円、%

区分 年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率
20	3,106,000	2,934,933	0	171,067	94.5
19	2,943,000	2,500,527	0	442,473	85.0
差引増減	163,000	434,406	0	271,406	

款別支出済額一覧表(前年度比較)

単位:円、%

区分	20年度		19年度		増減(C) (A - B)	増減率(D) (C / B)
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比		
議会費	1,443,620	49.2	1,382,661	55.3	60,959	4.4
総務費	977,194	33.3	1,037,866	41.5	60,672	5.8
諸支出金	514,119	17.5	80,000	3.2	434,119	542.6
予備費	0	-	0	-	0	-
歳出合計	2,934,933	100.0	2,500,527	100.0	434,406	17.4

浜島財産区の主な歳出は議会費と総務費となっている。

その状況については、予算現額 3,106,000 円に対し支出済額は 2,934,933 円で、執行率は 94.5%となっている。

議会費のうち議員報酬を平成20年度より日額から月額に改正したことで報酬が増えたものの、議会食糧費、研修旅費等が減っている。また諸支出金のうち、議員選挙経費として一般会計へ繰出しており、前年度の支出済額と比較すると、434,406 円(17.4%)の増となっている。

2) 南張財産区

単位:円、%

区分 年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率
20	668,000	535,202	0	132,798	80.1
19	22,500,000	22,230,591	0	269,409	98.8
差引増減	21,832,000	21,695,389	0	136,611	

款別支出済額一覧表(前年度比較)

単位:円、%

区分	20年度		19年度		増減(C) (A - B)	増減率(D) (C / B)
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比		
議会費	266,370	49.8	414,097	1.9	147,727	35.7
総務費	201,832	37.7	19,951,126	89.7	19,749,294	99.0
諸支出金	67,000	12.5	1,865,368	8.4	1,798,368	96.4
予備費	0	-	0	-	0	-
歳出合計	535,202	100.0	22,230,591	100.0	21,695,389	97.6

南張財産区の主な歳出は議会費と総務費となっている。

その状況については、予算現額 668,000 円に対し支出済額は 535,202 円で、執行率は 80.1% となっている。

総務費の財産管理委託料や基金積立金が減ったことにより、前年度の支出済額と比較すると、21,695,389 円(97.6%)の減となっている。

3) 塩屋財産区

単位:円、%

区分 年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率
20	3,417,000	3,205,804	0	211,196	93.8
19	3,941,000	3,742,466	0	198,534	95.0
差引増減	524,000	536,662	0	12,662	

款別支出済額一覧表(前年度比較)

単位:円、%

区 分	20年度		19年度		増減(C) (A - B)	増減率(D) (C / B)
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比		
議 会 費	775,646	24.2	868,075	23.2	92,429	10.6
総 務 費	2,084,065	65.0	2,808,391	75.0	724,326	25.8
諸支出金	346,093	10.8	66,000	1.8	280,093	424.4
予 備 費	0	-	0	-	0	-
歳出合計	3,205,804	100.0	3,742,466	100.0	536,662	14.3

塩屋財産区の主な歳出は議会費と総務費となっている。

その状況については、予算現額 3,417,000 円に対し支出済額は 3,205,804 円で、執行率は 93.8%となっている。

議会費のうち報酬が増えたものの議会食糧費、研修旅費等が減っている。また、諸支出金のうち、議員選挙経費として一般会計へ繰出しており、前年度の支出済額と比較すると、536,662 円(14.3%)の減となっている。

4) 迫子財産区

単位:円、%

区分 年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率
20	3,937,000	3,722,235	0	214,765	94.5
19	3,318,000	2,842,471	0	475,529	85.7
差引増減	619,000	879,764	0	260,764	

款別支出済額一覧表(前年度比較)

単位:円、%

区 分	20年度		19年度		増減(C) (A - B)	増減率(D) (C / B)
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比		
議 会 費	2,029,401	54.5	1,178,757	41.5	850,644	72.2
総 務 費	1,305,601	35.1	1,576,714	55.5	271,113	17.2
諸支出金	387,233	10.4	87,000	3.1	300,233	345.1
予 備 費	0	-	0	-	0	-
歳出合計	3,722,235	100.0	2,842,471	100.0	879,764	31.0

迫子財産区の主な歳出は議会費と総務費となっている。

その状況については、予算現額 3,937,000 円に対し支出済額は 3,722,235 円で、執行率は 94.5%となっている。

議会費のうち議員報酬を平成20年度より日額から月額に改正したことで報酬が増えたものの、議会食糧費、研修旅費等が減っている。また諸支出金のうち、議員選挙経費として一般会計へ繰出しており、前年度の支出済額と比較すると 879,764 円(31.0%)の増となっている。

7. 財産の状況

各財産区の平成20年度における財産の状況は次のとおりである。

(1) 土地

単位：m²

区 分	浜島財産区	南張財産区	塩屋財産区	迫子財産区	合計
前年度末残高	210,413	1,026,123	319,443	1,978,936	3,534,915
当年度増減額	0	0	0	0	0
当年度末残高	210,413	1,026,123	319,443	1,978,936	3,534,915

(2) 建物

単位：m²

区 分	浜島財産区	南張財産区	塩屋財産区	迫子財産区	合計
前年度末残高	0	276	70	111	457
当年度増減額	0	0	0	0	0
当年度末残高	0	276	70	111	457

(3) 基金

単位：円

区 分	浜島財産区	南張財産区	塩屋財産区	迫子財産区	合計
前年度末残高	79,784,140	52,961,500	107,258,319	295,873,000	535,876,959
当年度増減額	309,340	201,832	570,728	1,305,601	1,246,045
当年度末残高	80,093,480	53,163,332	106,687,591	297,178,601	537,123,004

浜島財産区については、保有株式 3.52 株 176,000 円を含む。

む す び

以上が平成20年度志摩市財産区会計の決算書並びに附属書類を審査した概要である。

歳入では、浜島財産区の土地の貸付並びに貸付収入の未済額について、法令や規則に照らし合わせ、不納欠損処理を適正に行うとともに、地上権設定契約を解除することにより、回収見込みのない地代の発生を防止すべきである。

歳出では、前年度からの検討事項であった食糧費や研修旅費が大きく減少している。今後も、財産区の振興と福祉向上を図りつつ、費用対効果に十分留意した執行に努められたい。

また、財産の管理・処分にあたっては、地方自治法第296条の5に規定する財産区運営の基本原則に十分配慮されると共に、その趣旨である地域住民の福祉増進の達成に向けて、今後とも適正な事業執行に努められたい。